

財形制度をめぐる 当面の課題及び対策について

財形制度をめぐる当面の課題及び対策について

(1) 制度の普及・促進のための取組

- これまでも、厚生労働省、(独)勤労者退職金共済機構(以下「機構」という)により制度普及の取組を行っているが、昨今、以下のような問題が生じているところ。
 - ・ 制度利用者が多い10年以上前に比べ、全国で実施できるような積極的な広報を打ち出していない。
 - ・ 中小企業、若年者、非正規労働者など、対象を明確にした広報を行っていない。



- **平成28年度より、広報手法等を抜本的に見直したほか、対象をしぼり、それぞれに応じた効果的な普及促進活動を行うこととした。**

(2) 利用しやすい制度とするための取組

- 勤労者にとってより使いやすい融資制度になるよう、財形持家融資の金利優遇措置を、中小企業勤労者向け(平成26年度~)、子育て世帯向け(平成27年度~)に実施
- 平成28年熊本地震などの被災勤労者への財形制度の対応

1 - 1. 財形制度の普及活動の抜本的強化

財形制度の普及に関し、以下のような抜本的強化を行った。

- (1) 普及対象ごとにリーフレット・ポスターを作成・周知
- (2) 金融機関、関係団体等に対する積極的な働きかけ
- (3) ツイッターにて、制度紹介を定期的に配信
- (4) 資産形成セミナー等を開催し、貯蓄の重要性を説明
- (5) 新聞やインターネットなどを通じた広報展開
- (6) 厚労省HP、機構HPをより分かりやすく改善

1-2. 財形制度の普及活動の具体的内容

(1) 普及対象ごとにリーフレット・ポスターを作成・周知

① 中小企業向けリーフレットの作成 【厚生労働省】

- 制度導入することのメリット等を記載したリーフレットを作成。

② 若年労働者向けリーフレットの作成 【機構】

- 新入社員向けに、漫画を用いた親しみやすい制度利用勧奨リーフレットを作成。

③ 事業主向けリーフレットの作成 【厚生労働省】

- 制度を導入している事業主向けに、非正規労働者も制度を利用できることや利用によるメリット等を記載したリーフレットを作成。

(それぞれのリーフレットについて)

- ・ 関係団体（労働局、事務代行団体等）に周知を依頼。
- ・ 機構HP、厚生労働省HPに掲載。

④ 事業主向けポスターの作成 【機構】

- 制度未導入事業主向けに導入勧奨用のポスターを作成。
(掲載依頼先：労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、都道府県、財形制度事務代行団体、商工会議所、商工会等)



(中小企業向けリーフレット)



(若年労働者向けリーフレット)



(事業主向けリーフレット)



(事業主向けポスター)

1 - 2. 財形制度の普及活動の具体的内容

(2) 金融機関、関係団体、企業等に対する積極的な働きかけ

① リーフレット、ポスター等について、関係団体に周知・掲載を依頼【厚生労働省、機構】

②財形制度普及促進委託事業の実施【機構】

○ 事業の概要

中小企業等を構成員とする事業主団体に、中小企業への財形制度の導入促進を図る財形制度普及促進事業を委託（平成25年度より実施）。平成28年度は都道府県単位3団体とし、制度導入につながる企業へのアプローチ、勤労者個人に対するセミナー、及びこれらのアンケート内容の充実を図った。

【参考】平成27年度は11団体（都道府県単位：2、市町村単位：9）において実施。

○ 実施内容及び結果

実施内容	実施企業数または参加者数	
	平成27年度	平成28年度（9月末現在）
(1) 財形制度の周知活動及び相談業務	2,596	209
(2) 財形制度説明会の実施	2,327	677
(3) ライフプランセミナー・労務管理セミナーの実施	-	90
(4) 情報提供業務（リーフレット等の送付）	50,050	7,343
(5) アンケートの実施（（1）～（3）の実施企業、参加者を対象）	2,427	660

1 - 2. 財形制度の普及活動の具体的内容

(3) ツイッターにて、制度紹介を定期的に配信【厚生労働省】

- 昨年11月より不定期でツイッターにて制度の紹介を行っていたが、週1回の定期配信とした。

(掲載例) 平成28年11月4日18時配信

毎日お仕事がんばっている皆さん！財形制度で気軽に貯蓄を始めませんか？簡単に効率よく貯められる！！これ活用しないと損ですよ～～(●´▽`●)b
詳しくはこちら→<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/save/index.php> (勤労者退職金共済機構のHP)

(4) 資産形成セミナー等を開催し、貯蓄の重要性を説明【厚生労働省】

- 資産形成セミナーを開催し、貯蓄の重要性を直接伝える場を設けた。
 - ・平成28年度は民間金融機関等が実施しているセミナーにおいて、制度説明を実施。
 - ・平成29年度は厚生労働省単独でのセミナー実施を予定。

(5) 新聞やインターネットなどを通じた広報展開【機構】

- 今後、若年勤労者向け広報として、以下の広報を予定。

コンセプト : 財形貯蓄の「いま」を話そう。『財形の現在形』

12月～ : ・特設サイトの開設
・PR映像、財形ソングの配信（ライン、ツイッター等）

1月～ : ・新聞掲載（1紙）
・雑誌掲載（3誌）
・インターネット記事（1紙）掲載
・ラジオ番組、ラジオCMにて制度周知広報

2月～ : ・広報実施効果の検証、最終報告

1－2．財形制度の普及活動の具体的内容

(6) 厚労省HP、機構HPの財形コンテンツをより分かりやすく改善

- より利用者に分かりやすいHPとなるよう、利用者目線での分類、並び替えなどの見直しを実施。
今後も継続して見直しを行う予定。【厚生労働省】
- HPのサイト構造の見直し、新コンテンツの配信【機構】
 - ・ 機構では、「知るぽると（金融広報中央委員会）」の会長インタビュー記事を掲載し、有識者の目線から見た資産形成の重要性を発信。

1－3．今後の広報事業の課題について

- 現在実施している広報事業の効果測定結果が年度末に明らかになることから、この結果を精査し、来年度はより効果的な広報を実施する。
- 資産形成セミナーの実施等により、財形貯蓄に限らず、貯蓄の重要性を伝える場を数多く設ける必要がある。
- 財形制度普及促進事業については、中小企業に対する情報提供及び制度導入を目的としているが、本年度までに導入に至ったケースが未だないことから、導入に結びつくためのノウハウを構築し、次年度以降の委託内容等に反映させる必要がある。

2. 利用しやすい制度とするための取組

(1) 子育て特例措置の実施

- 18歳未満の子等を扶養している勤労者に対する金利優遇措置（当初5年間通常金利よりマイナス0.2%）を実施中。（実施期間：平成27年7月～平成30年3月）
- 当初平成27年度末までのところ、平成29年度末まで延長することとし、周知・広報を行った。
 - ・労働局、都道府県、財形制度事務代行団体、商工会議所等に周知を依頼
 - ・住宅情報誌、子育て情報誌などに記事を掲載
- 利用状況等
 - ・転貸融資利用者の約7割が本特例措置を利用しており、「大変助かった。」「利用できてよかった。」等の声が寄せられ好評を得ている。
- 中小企業勤労者に対する金利優遇措置も実施中。

財形貯蓄をされている勤労者の皆様へ
子育て世帯のマイホーム取得を応援!!
～子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置のご案内～

18歳以下の子等を扶養する勤労者が、平成30年3月までの間に財形持家融資（住宅再建）を申込む場合に、当初5年間、通常金利が0.2%引下げられる特例措置を実施しています。

※財形持家融資の対象となるためには、お申込みの日に18歳未満の子を扶養されている必要があります。
詳しくはホームページをご覧ください。http://www.zaikai.taisyokukin.go.jp/kenrei/taisei.html

通常金利から当初5年間
0.2%引下げます。
お申込みの日に適用される特例措置です。

お申込み期間が
平成30年3月31日まで延長になりました。
借入の残高増にも適用されます。

TEL.03-6731-2935
http://www.zaikai.taisyokukin.go.jp

(2) 自然災害への対応

- 熊本地震で被災した財形持家融資を返済中の勤労者に対して、返済期間の延長、返済猶予等の特例措置を実施
- 財形貯蓄の利子等に関する非課税特例措置の検討（熊本地震）
 - ・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、貯蓄目的に該当しない払出しが生じた場合の課税の特例措置を平成29年度税制改正要望として提出している。
- 「財形災害融資」（仮称）の創設の検討
 - ・熊本地震を契機とし、一般自然災害に罹災した勤労者が住宅再建に利用できるような新たな特例措置を創設（検討中）。
 - ・自然災害が発生する度に対応を検討するのではなく、予め特例措置を用意しておくことにより、勤労者の住宅再建にスピーディーに貢献。
 - ・罹災した勤労者の負担が少しでも軽減されるような融資条件を設定。